

- 労働安全衛生法令における規制上の取扱いを確認するためには、農業における労働災害の分析が必要。
- 平成27年度から令和元年度までの死傷病報告のデータを分析したところ、農業の労働災害における農業機械事故の割合は全体の約3割、車両系の農業機械事故の割合は全体の約3%であった。

※ 車両系の農業機械事故の割合（約3%）は、車両系林業機械が労働安全衛生法の対象として位置づけられる前（平成14年～平成23年）における、林業分野の労働災害全体における車両系林業機械事故の割合（2～3%程度）と同程度。

農業分野における休業4日以上の労働災害発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	合計
①農業全体	1,234	1,261	1,294	1,422	1,438	6,649
②農業の労働災害に占める機械事故による災害の件数	312	339	349	451	437	1,888
乗用型トラクター☆	5	8	15	12	23	63
歩行型トラクター	3	3	1	6	7	20
田植機☆	1	3	2	1	1	8
農用運搬車☆	8	2	7	5	5	27
コンバイン☆	6	3	8	9	11	37
動力防除機☆	1	0	1	5	5	12
動力刈払機	21	18	32	26	27	124
コンベア	14	11	11	8	15	59
洗浄機	0	4	3	1	6	14
高所作業車☆	5	8	10	2	8	33
ハーベスター	11	17	20	17	30	95
うち自走式☆	3	7	6	3	9	28
その他(※)	237	262	239	359	299	1,396
③農業の労働災害に占める機械事故による災害の構成比(②/①)	25.3%	26.9%	27.0%	31.7%	30.4%	28.4%
④うち、車両系の農業機械(☆)による労働災害の構成比	2.3% (29件)	2.2% (31件)	3.6% (49件)	2.5% (37件)	4.2% (62件)	3.0% (208件)

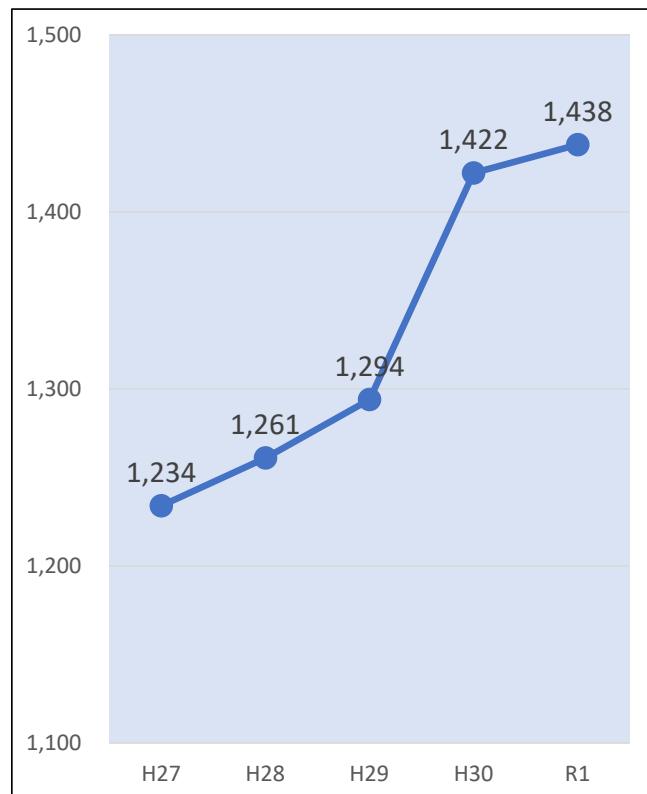
※1 労働安全衛生法令上の「農業」には造園業も含まれるため、数字の中には造園業も含まれる。

※2 上記分類のうち「その他」にもフォークリフト等の車両系の機械が含まれる一方、☆の機種にも車両系ではないものがわずかに含まれている可能性がある。

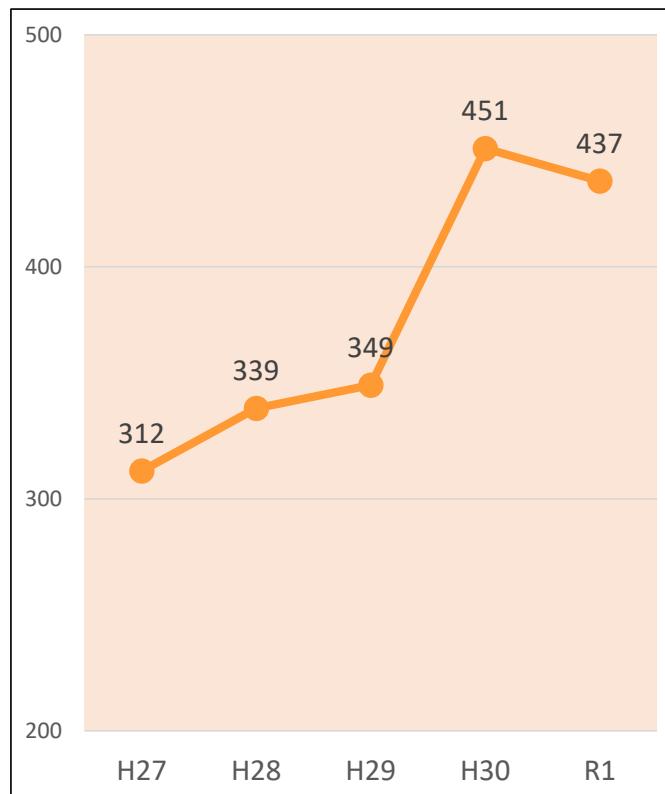
(前ページからのつづき (農業における労働災害の発生動向))

- 農業における労働災害の動向をみると、労働災害の発生件数、農業機械事故の発生件数、農業機械事故の発生割合はいずれも上昇傾向。

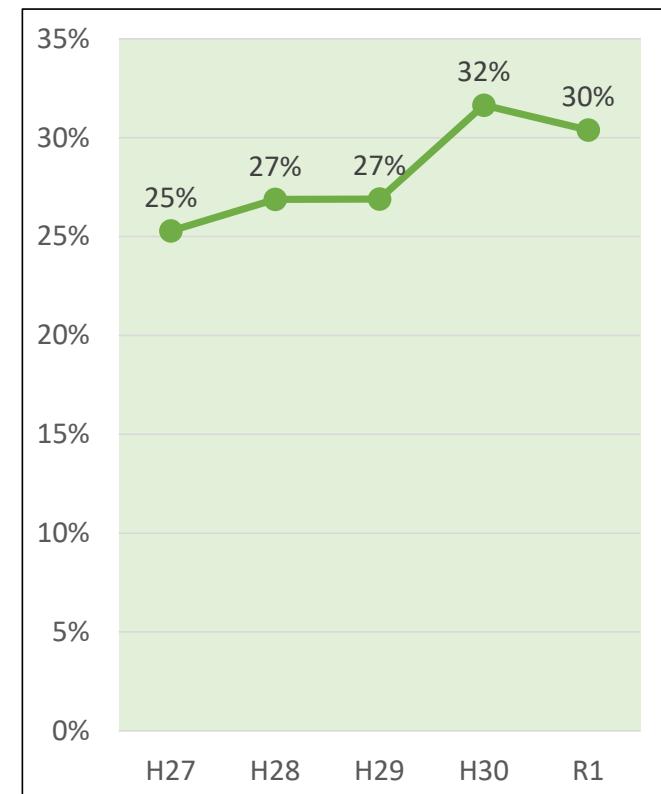
農業における労働災害発生件数



農業機械による労働災害の発生件数



農業における労働災害に占める農業機械事故の割合



※参考：「第1回車両系林業機械の安全対策に係る検討会」（平成25年4月）厚生労働省提出資料

資料1-3-1

林業及び車両系林業機械による死傷災害発生状況

機械の種類	休業4日以上の死傷者数(人)										合計(人)	構成比(%)
	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年		
林業全体	2,531	2,572	2,392	2,171	1,972	2,080	2,073	2,128	2,149	2,010	22,078	
林業の労働災害に占める車両系林業機械による災害の構成比	2%	2%	2%	3%	3%	2%	3%	3%	3%	3%		
車両系運材機械	32	29	27	23	32	26	31	26	28	21	275	46.8%
フォワーダ	2	4	0	1	4	3	4	3	5	5	31	5.3%
運材車(ワインチ)	8	7	8	5	7	6	4	10	5	4	64	10.9%
運材車	17	16	17	12	13	15	18	11	14	11	144	24.5%
集材用トラクター	5	2	2	5	8	2	5	1	4	1	35	6.0%
スキッダ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.2%
車両系伐木造材機械	17	17	19	25	26	19	25	24	21	39	232	39.5%
グラップル	16	15	19	22	24	19	22	20	20	35	212	36.1%
プロセッサ	0	2	0	1	2	0	1	3	0	2	11	1.9%
ハーベスター	0	0	0	1	0	0	2	0	1	2	6	1.0%
グラップルソー	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	0.5%
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
車両系架線集材機械	8	6	8	7	9	3	11	10	10	9	81	13.8%
スイングヤーダ	2	1	4	4	5	1	7	2	5	4	35	6.0%
タワーヤーダ	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	7	1.2%
集材ワインチ	3	3	4	3	3	2	3	8	5	5	39	6.6%
車両系林業機械計	57	52	54	55	67	48	67	60	59	69	588	100.0%

※ 厚生労働省HPより

(前ページからのつづき (農業における未熟練労働者の労働災害の発生状況))

- 農業分野においては、他産業と比較して全労働災害に占める未熟練労働者（経験年数3年未満の労働者）の労働災害の割合が高い傾向にある。また、農業機械事故では、未熟練労働者の労働災害発生割合が農業全体のそれの割合よりも更に高い傾向。
- 一方で、農業機械に係る作業は法第59条第3項に基づく特別教育の対象とはなっていないほか、法第59条第1項に基づく雇入れ時教育においても機械の取扱い方法等に係る教育を省略できることとされている。

労働災害における未熟練労働者の労働災害の発生割合

【農業全体】

	H27	H28	H29	H30	R元
農業の労働災害発生件数 (①)	1,234	1,261	1,294	1,422	1,438
①のうち、未熟練労働者の労働災害の発生件数 (②)	535	514	541	604	636
割合 (②/①)	43%	41%	42%	42%	44%

(参考)

他分野等における労働災害発生件数に占める未熟練労働者の労働災害の発生割合 (H26)

全産業平均 : 39% 製造業 : 40%

※平成27年厚生労働省委託事業「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

【農業機械事故】

	H27	H28	H29	H30	R元
農業の労働災害における農業機械事故の件数 (①)	312	339	349	451	437
①のうち、未熟練労働者の労働災害の発生件数 (②)	154	158	153	215	209
割合 (②/①)	49%	47%	44%	48%	48%

労働安全衛生法（雇入れ時教育、特別教育関係）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

→ 省令で雇入れ時教育に必要な事項の詳細を規定

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

→ 農業機械については特別教育について規定なし

労働安全衛生規則（雇入れ時教育関係）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

→ 農業は、ただし書の業種に該当

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 作業手順に関すること。
- 作業開始時の点検に関すること。
- 当該業務に関するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 整理、整頓とん及び清潔の保持に関すること。
- 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

- 農業の労働災害における死亡事故の発生割合は約 1 %。車両系農業機械では、乗用型トラクター、高所作業車で多くの死亡事故が発生。
- 車両系農業機械の労働災害を機種別、事故の型別に分析すると、乗用型トラクター・農用運搬車・コンバイン・ハーベスターで「はまれ、巻かれ」事故が、乗用型トラクター・高所作業車で「墜落・転落」事故が比較的多く発生。

農業分野における死亡事故の発生状況

	全労働災害件数	うち死亡事故件数	うち機械事故	
			うち車両系農業機械	
H27	1234	15 (1.2%)	5	1
H28	1261	16 (1.3%)	2	1
H29	1294	11 (0.9%)	8	1
H30	1422	12 (0.8%)	7	3
R1	1438	12 (0.8%)	7	1
合計	6649	66 (1.0%)	28	7

【死亡事故が発生している車両系農業機械】

- 乗用型トラクター (墜落・転落 2 件、交通事故 1 件)
- 高所作業車 (転倒 2 件、墜落・転落 1 件)
- きび刈取機 (横転 1 件)

【その他の農業機械による死亡事故の要因 (例)】

- フォークリフト (墜落・転落、はまれ・巻き込まれ等)
- 動力刈払機 (飛来・落下)
- 掘削用機械 (転倒)

車両系農業機械の種類別、事故の型別の分析

(H27～R1の5年間の合計値)

	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	激突され	はまれ、巻かれ	切れ、こすれ	動作の反動、無理な動作	交通事故 (道路)	合計
乗用型トラクター	16	3	6	3	5	23	3	3	1	63
田植え機	2	2	1	0	2	1	0	0	0	8
農用運搬車	6	3	3	1	2	12	0	0	0	27
コンバイン	6	1	2	0	2	20	5	1	0	37
動力防除機	3	4	0	0	0	3	0	1	1	12
高所作業車	19	5	1	0	0	6	0	1	1	33
自走式のハーベスター	6	0	0	1	1	16	2	2	0	28
合計	58	18	13	5	12	81	10	8	3	208

※ 労働安全衛生法令上の「農業」には造園業も含まれるため、数字の中には造園業も含まれる

8 シートベルト、シートベルトリマインダーの装備状況等（項目14関係）

- 道路運送車両法に基づく保安基準等への反映については、装備の義務付けによる事故低減効果、実際の装備状況、個別の事故事例等の詳細のデータを総合的に勘案しながら、有識者から構成される車両への装備義務付け等を検討する場（車両安全対策検討会：国土交通省が事務局）での審議等を経て規制化の可否を決定することとされている。
- このため、現在、下記のデータや事故事例を農林水産省より提示し、対応について検討中。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況
(平成27～令和元年)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合 計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合 計	156	209	381	746

(公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

乗用型トラクターへのシートベルト等の装備状況

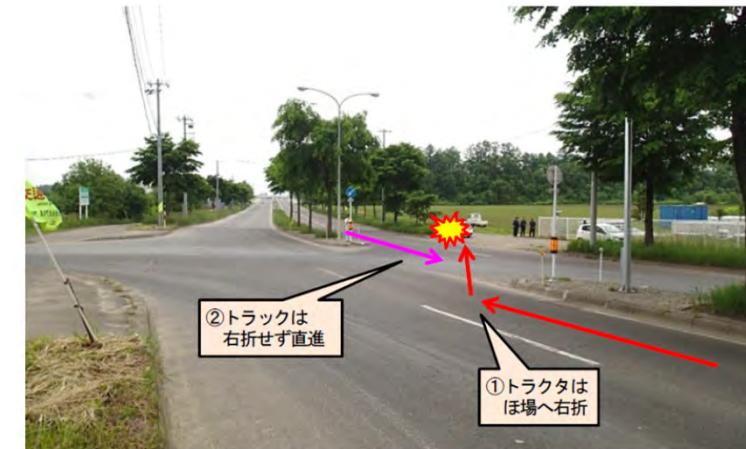
- シートベルト：新車には100%装備
 - 20年以上前に販売した型式には、装備されていないものも存在。
 - 現行型式においては2点式が大半であり、大型トラクターでは巻き取り式が導入されている一方、小型トラクターではスペースの不足から固定式が採用されている。
- シートベルトリマインダー：未装備
 - 現在、安全性検査基準検討部会乗用型トラクター分科会において、シートベルトリマインダーの安全性検査基準への位置づけに向けて詳細な規格を検討中。

※ 第1回安全性検査基準検討部会乗用型トラクター分科会で各社から提供された情報を基に作成

事例①：トラクタで作業に向かい、道路を右折してほ場に入ろうとした際、対向車も右折するように見えたため進んだところ、実際には対向車は直進だったため衝突し、投げ出された。

- ・トラクタ（45PS）に中耕培土機を直装し、自宅からほ場に向かっていた。片側2車線の中央分離帯の切れ目で、右折した先にあるほ場の入り口に進入しようとしていた。
- ・右車線から対向車を確認したところ、反対車線の右車線を走ってきた4t トラックが右折の方向指示を出したように見え、減速もしていたことから、トラックは右折するものと思い、反対車線の左車線に別の車が来ないか注視しながら右折を始めた。しかし、実際にはトラックは方向指示を出しておらず、直進してきたため、トラクタ左後輪および中耕培土機に衝突し、被災者は運転席から投げ出され、左脇腹周辺を打撲。

→ **安全キャブ・フレームおよびシートベルトが装着されていないトラクタだったため、衝突時に投げ出されてしまった例**



事例②：日没後に別の農場までトラクタを運転中、右折のため右側車線を走行していたところ10t トラックに追突され、反対車線を越えて歩道付近で横転し、左肩甲骨周辺を打った。

- ・フロントローダ（フォーク）及び3点リンク直装のリヤウェイト（球形、約1t）を装着したトラクタ（104PS）を利用し、乾草の運搬作業を終えた後、翌日の作業に備えて別の農場に移動させておくことになり、日没後に目的地まで道路上を運転していた。移動先の農場は公道の途中右側にあり、暗いと入り口がわかりにくいため、早めに右側レーンに車線変更して、ほぼ最高速（約30km/hと推察）で走行していた。
- ・車線変更後1分程度経った頃、後方からトラック（10t）が追突。トラクタは右前方に大きく押され、反対車線を越え、歩道縁石付近で右に横転して止まった。その際、前車軸がピボット部から折れて脱落したほか、フロントガラスが完全に破損し、リヤウェイトも脱落した。
- ・被災者はシートベルトをしておらず、左肩甲骨を中心に打撲。物が持てず、腕も上がらない状態だったため、1週間仕事を休み、事故後1か月以内に5～6回通院。

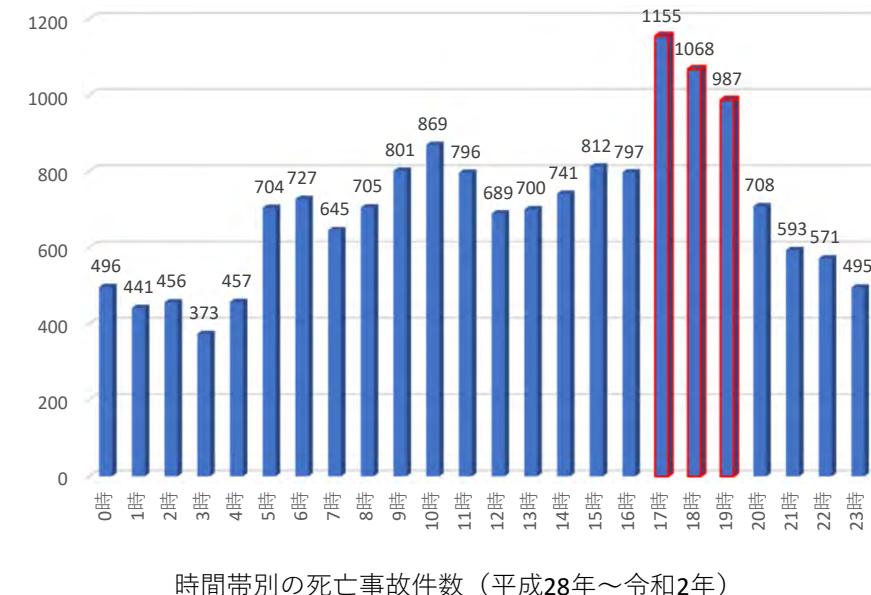
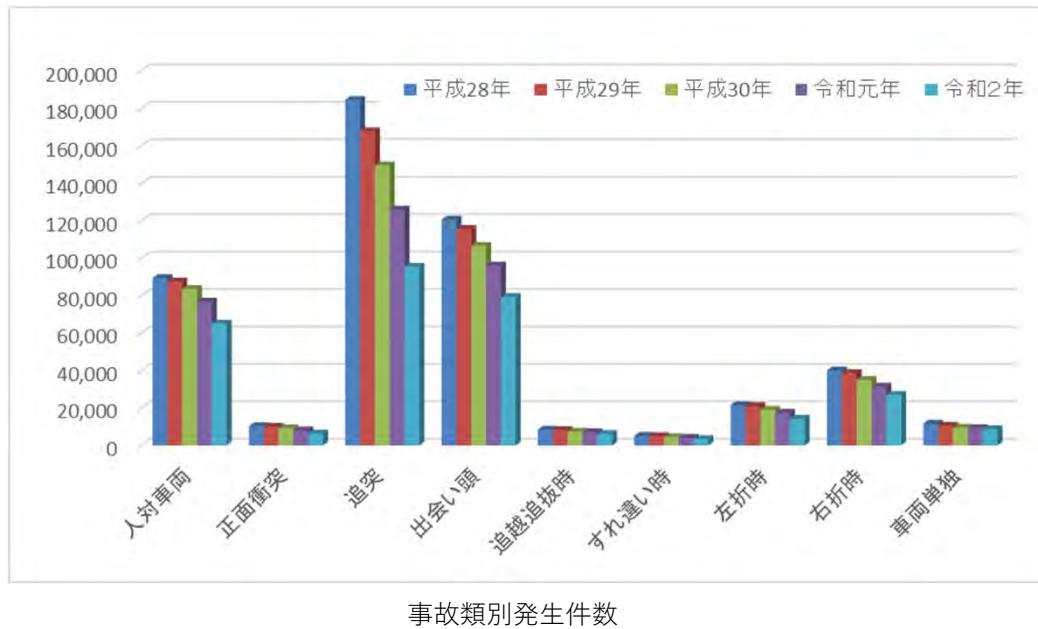
→ **シートベルトを装着していなかったため、キャブ内で身体を強打してしまった例（シートベルトをしていれば、より軽傷で済んだ可能性）**



9 回転灯装備に係る情報（項目15関係）

- 農業機械の交通事故の発生状況をみると、交差点などのない道路を走行中に「追突」を受けることにより多くの事故が発生しており、また、農業機械の事故は16時から20時までの薄暗くなる時間帯に多く発生していることから、乗用型トラクター等の低速車についても回転灯を装備することができるよう運用を見直す必要性について確認すべきである。

- 過去5年分の事故統計結果によると、追突事故については、農業機械のみならず全車両カテゴリーを含めた事故類別の中で最も多く、薄暮時の事故についても、農業機械のみならず全車両カテゴリーを含めた死亡事故が薄暮時間帯に集中。



○ 追突事故対策（道路運送車両の保安基準における「追突する側」の対策例）

- ① 衝突被害軽減ブレーキ（AEBS） ※保安基準第12条（制動装置）、細目告示第15条第8項
前方への衝突を自動的に検知し、運転者に適切な警告を与えるとともに、その警告に運転者が応答しない場合には、衝突の回避または衝突の重大度の軽減を目的として車両を減速するために車両制動システムを作動させるもの
- ② 配光可変型前照灯 ※保安基準第32条（前照灯等）第7項、細目告示第42条第8項
夜間に視界の確保が従来の灯火器では困難な状況において、前照灯による配光の制御によって視認性を上げようとするもので、走行状況や道路の形状などに応じ、自動で前照灯の照度分布を制御するもの
- ③ 前照灯の常時点灯機能（オートライト） ※保安基準第32条（前照灯等）第4項、細目告示第42条第7項
周囲の明るさに応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならず、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないもの

○ 回転灯の装備の制限に関する規定 (その他の灯火等の制限)

➤ 道路運送車両の保安基準 第42条

自動車には、第32条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

➤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第62条第6項第8~10号

自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

八 緊急自動車の警光灯 九 道路維持作業用自動車の灯火 十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

○ 車両に備えなければいけない灯火の使用方法に関する規定

～灯火が使用条件において性能を満たしていない場合（泥で汚れている等）～

➤ 道路運送車両法 第54条第1項（整備命令等）

地方運輸局長は自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは（略）、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

- ・ 追突事故防止のための視認性の向上に向けては、保安基準を満たすために必要な灯火器類の作業機への設置を促進することも重要であるため、灯火器類の設置促進に係る対応（中間とりまとめ（3）②に係る対応）を強化。
- ・ 追突事故に関する対策、回転灯の装備については、農業機械と他の低速車両等との違いや、農業機械への回転灯の装備による他の交通への影響等を明らかにする必要があるが、農業機械への回転灯の装備による対策の必要性を特定することが困難な状況。

10 農地、農道の安全対策の強化について（項目16関係）

- 8月のJA全青協のリスク部会にて、安全対策を講じた取組事例について説明。
- 9月の都道府県向け概算要求説明会において、作業環境の改善や安全性に配慮した設計の重要性について周知。
- 本年度から、設計基準の考え方農作業安全の視点を充実させるための中長期的な検討を開始。**また、これとも関連して、農作業事故とほ場環境の分析、農業機械メーカー等へのヒアリングを通じた基盤整備のニーズ把握を行う調査を予定。また、本年度中に更なる事例収集を行い、事例集を更新予定。

「JA全青協の農業を取り巻くリスク部会」説明資料より抜粋

5 農作業による転倒事故を考慮した対策

【農業競争力強化農地整備事業（経営体成型）
新潟県 高野地区】

○本地区は稲作を中心に大豆+飼料用米+園芸の複合営農による経営発展を目指している。
○「農業生産法人高野生産組合」を中心とした、2法人+2組手により100%の面的集積率を目指している。

取組前

取組後

農業作業や機械作業による転倒リスクがある状況

用水路及び排水路が開水路
○狭小な畦畔・溝畔

農業機械転倒リスク
○用水路及び排水路が開水路
○狭小な農道・田区侵入路

ほ場整備事業を契機に農作業中の転倒リスクを排除し安全性と労力軽減を実現

用水路及び排水路のパイプライン化により、軽落する空間を無くすと共に水路浚渫や草刈りの維持管理労力を軽減。

↑畦畔の天端幅を標準の幅である30cmから80cmとすることにより、草刈りの作業条件を改善し安全性を向上。

↑水路のパイプライン化により、農道を広くすることができ、さらに農道と田の段差をなだらかにすることで、農業機械が農道からほ場内に安全に登坂できるようになる。（農道ターン）
これにより、安全性と作業の効率化が図られる。

■ 今年度の農村振興局の取組について

①土地改良事業標準設計「ほ場整備」（H3制定）の改訂に向けた検討を開始

検討の方向性

- 制定から30年経過し、この間の社会情勢・営農形態の変化や技術の進展を反映
- ほ場における安全な作業環境の確保、スマート農業の導入・推進に向けて、設計にかかる技術資料等の情報の充実を図る



②ほ場整備等における農作業安全に関する調査・検討委託事業（R3年度）

検討内容

- 安全に配慮した設計基準等の整備に向けた検討を行うため、以下の調査分析を実施
- 事故が起きたほ場環境の分析・類型化
 - 農業者や農業機械メーカーへのヒアリングを通じた基盤整備に対するニーズの把握
 - 都道府県が作成する基準関連資料の収集・分析
 - 安全に配慮した設計・施工事例の収集

期待される成果

農地・農道等の整備において、設計段階から受益者である農業者との意見交換を行い、安全性の高い計画・設計を通じたほ場環境の創出と適切な維持管理が実現する

本件は参考事例であり、実際の実施状況は事例と異なる場合があります。本件は農地の設計に必要な手順について示すものであり、具体的な実施方法及び実施手順は、各自で適切な作業手順が示されるべきものとされています。

- 令和3年秋の農作業安全確認運動推進会議（8月20日（金）開催）において、（国研）農研機構農業機械研究部門から「農業施設における農作業事故事例と安全対策の取組」について報告。
- 農業施設における事故事例や専門家の指導による具体的な改善事例等について紹介**し、地域の関係者から農業者、施設管理責任者等への指導の強化を喚起。

「令和3年秋の農作業安全確認運動推進会議」資料より抜粋

事故事例：乾燥施設内で転落

農研機構 NARO

【概要】 乾燥機からタンクに糀を移す際にホコリが出るため、鉄骨の梁(はり)を伝って上方の窓を開け、戻ろうとした際に足が滑り5m下のタンク底に転落 → **右踵部複雑骨折**

機械・施設
安全な移動経路なし

現状を踏まえて
施設を改善
(事故後に通路設置)

6m
5m
格納タンク
格納タンク
「こうして起った農作業事故」より

5

現地確認と専門家活用による施設の改善

農研機構 NARO

JAつべつ(北海道) ニンジン/タマネギ選果場

安全コンサルタントと共に気づきを共有

全員で施設や
作業場所を確認

【改善指摘例】

移動経路には危険
歩車分離や
速度制限が必要

消防設備の
前は荷物×

(一社)全国農業改良普及支援協会ウェブサイトより

15

12 研修体制の強化について（項目18, 19, 20関係）

- 令和3年度の農林水産省補助事業により、現在、（一社）日本農業機械化協会が『農作業安全に関する指導者』育成研修の講師を養成中。今後、年度内に同協会が各都道府県において『農作業安全に関する指導者』育成研修を実施予定。
- 現在作成中の指導者向けテキストの中で、農作業事故が経営に及ぼした影響についても論述。今後、同指導者から農業者への研修を通じて現場への指導を強化する予定。

『農作業安全に関する指導者』の育成（事業スケジュール）

【令和3年度（4～11月）】

○『農作業安全に関する指導者』育成研修の準備

指導員育成者
(20名程度)

講師として各都道府県に派遣し、指導者を育成

農林水産省の補助事業を受けた（一社）日本農業機械化協会において、今後、『農作業安全に関する指導者』育成研修の実施要領が策定される予定であり、同研修の企画と実施を担当

農林水産省は、今後、『農作業安全に関する指導者』育成研修の受講候補者を都道府県等から推薦いただくための通知を発出予定

受講候補者として推薦いただく方のイメージ：
農業機械士、都道府県職員（普及指導員を含む。）、市町村職員、JA職員（営農指導員を含む。）、労働安全コンサルタント、GAP指導員、農業機械などの資材販売店職員等

【令和3年度（12～3月）】

○『農作業安全に関する指導者』育成研修の実施

『農作業安全に関する指導者』
(各地域に配置することを目指す)

（一社）日本農業機械化協会が、47都道府県において『農作業安全に関する指導者』育成研修を開催



農業者向けの研修の講師として各地域で活躍

【令和4年度以降】

令和4年度以降の農業者向けの農作業安全研修は、今後、そのカリキュラム等を農林水産省において検討し、『農作業安全に関する指導者』に提示予定。

なお、農業者向けの研修の受講については、農林水産省における一部の補助事業の受給要件の一つとしていく予定であり、令和4年度から試行的に実施することを想定。

- 交通事故発生時のデータから、シートベルトの着用により死亡事故の発生を大幅に低減出来ることが明らかになつたため、令和3年秋の農作業安全確認運動期間（9～10月）では、シートベルト着用の徹底について、農業者への更なる周知活動を集中的に実施。
- 周知にあたっては、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう、関係機関が一丸となってあらゆる媒体等を活用。

秋の農作業安全確認運動における集中実施 (シートベルト着用徹底)

実施期間	令和3年秋の農作業安全確認運動期間（9月～10月）
実施回数	計4回（2週間に1回程度）
周知内容	シートベルト着用の徹底を促す以下のような内容を想定 <ul style="list-style-type: none"> 公道での交通事故による死亡者数等の実態 シートベルト非着用時の事故事例 等
周知方法	① 農業者への戸別訪問や会議・イベント等でチラシを配布 ② 農業者への定期連絡等と併せたFAXなどによる情報提供 ③ SNS、広報誌等様々な媒体を活用した情報提供 等
※ 行政、生産者団体、農業機械メーカー等の関係機関が一丸となって、農業者の隅々まで情報が行き渡るよう周知	

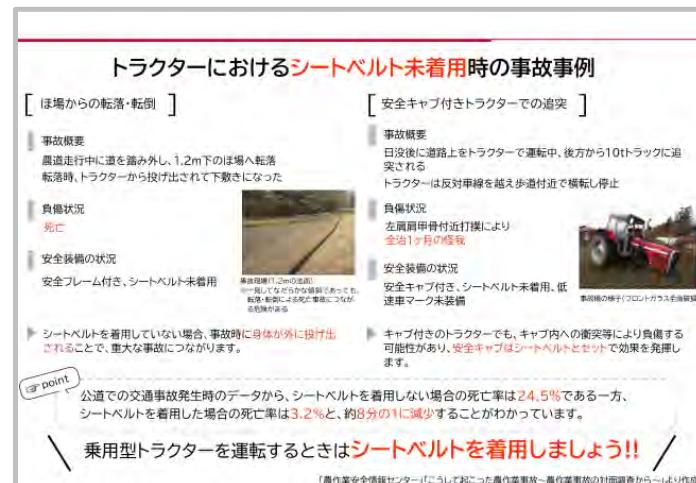
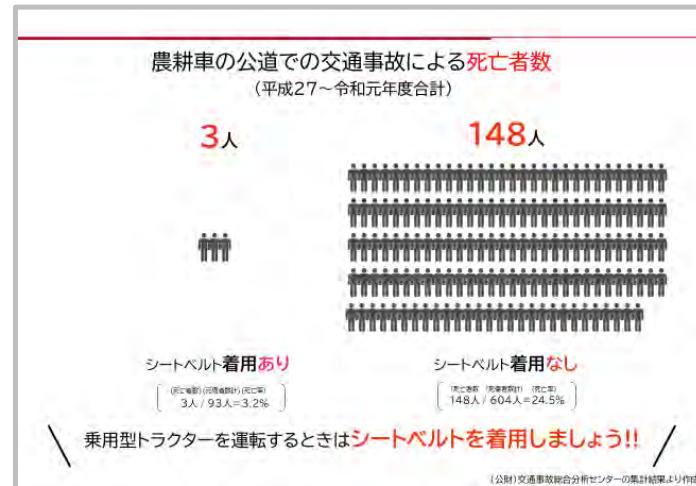


（参考）
令和3年の運動啓発ポスターも、シートベルト着用など、トラクターの転落・転倒対策にテーマを絞って募集。

農林水産大臣賞については、9月までに全国へ約2万枚を配付し、秋の農作業安全確認運動の安全啓発に使用。

← 農林水産大臣省受賞作品

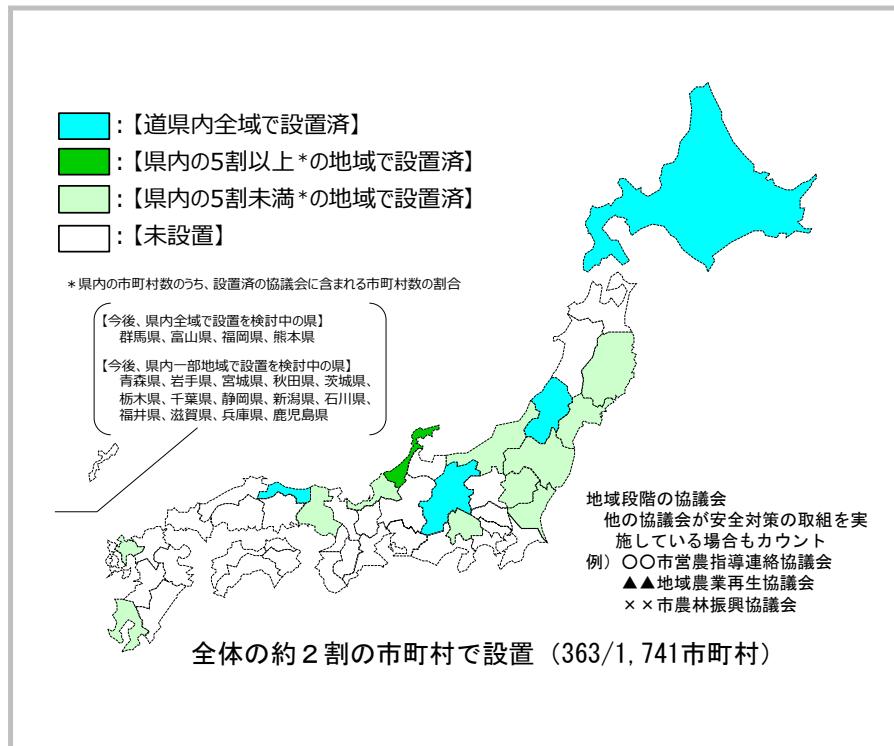
周知用のチラシ（2週間ごとに新しい情報をお届け）



14 現場における農作業安全活動の活性化について（項目21, 22関係）

- ・ 県段階、地域段階において関係機関が連携して活動を展開することが有効。地域段階の多くで未だ協議会が設置されていないことから、令和3年秋の農作業安全確認運動推進会議において地域段階の設置状況を公開し、早期の設置を喚起。
 - ・ また、同会議における講演を通じて、地域の関係機関が連携して積極的に農作業安全活動に取り組んでいる例や、農業者がGAPの導入を契機に農作業安全を積極的に農業経営に取り入れている例を紹介し、これら活動に対する地域関係者や農業者の意識改革を啓蒙。

地域段階における協議会の設置状況 (令和3年3月15日現在)



才ホーツク地区農作業安全運動推進本部の活動紹介



農業生産法人(有)新福青果の活動紹介



- 令和4年度予算概算要求では、中間とりまとめに沿った農作業安全対策を着実に実施するため、農業機械の安全対策の強化、都道府県協議会の活動や研修の充実など現場の取組の活性化等に必要となる予算を計上。

① 農作業安全に係る情報分析・普及・啓発事業

【令和4年度予算概算要求額 49（-）百万円】

＜対策のポイント＞

より安全な農業機械の普及を推進するため、他分野等に関する作業機械等の安全性能調査及び農業機械の安全性能アセスメントを実施します。また、農作業事故に係る情報の悉皆的な分析、法令で定められている事項の違反事例の収集等を通じて、農作業安全に係る対応策を整理し、それに基づいた普及啓発活動を実施することで、農作業者の意識改革を促す取組を支援します。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少（304人〔平成29年〕 → 185人〔令和4年〕）

＜事業の内容＞

1. 他分野等に関する作業機械等の安全性能調査

① 他分野の安全基準、安全性能調査

農業機械以外の他分野に関する作業機械・装置の安全基準、安全性能、法令上の取扱等を調査し、農業機械・装置に不足している安全性能を明らかにする取組を支援します。

② 海外の安全基準、安全性能調査

海外の農業機械等に関する安全基準、安全性能、法令上の取扱等を調査し、日本の農業機械・装置に不足している安全性能を明らかにする取組を支援します。

③ 農業機械・装置への応用の検討

①及び②の結果に基づき、農業機械・装置の安全性能の向上を図るために必要な機能を明らかにし、実装に向けた検討を支援します。

2. 安全性能アセスメント実施手法の開発（刈払い機、非乗用型耕耘機等）

農業機械等の有識者による専門委員会を設置し、事故時の安全性能評価及び事故を未然に防ぐ予防安全性能評価を行うための具体的な試験手法の開発及び、収集したデータに関する評価基準を策定するなど、評価手法の開発を行います。また、開発した実施手法を活用し、令和5年度以降に安全性能アセスメントを実施します。

3. 農作業事故に係る実態分析・安全意識向上

① 農作業事故、法令遵守状況等の把握

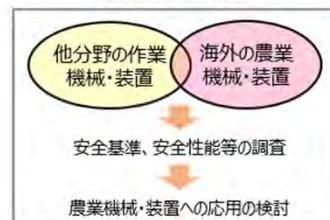
関係省庁から提供された死亡・傷病事故に係る農作業事故情報について、悉皆的な詳細分析により、事故種別毎の被害状況、発生要因等の傾向を整理するとともに、労働安全衛生法令、道路運送車両法令等に定められている義務の遵守の状況について実態把握調査を実施し、違反事例の収集を行います。

② 農作業安全（法令遵守等）に係る普及啓発活動

①の成果を活用し、法令遵守等の観点からの農作業安全に係る対応策を整理します。農作業安全のシンポジウム・イベント等を開催し、農作業安全に係る講演、パネルディスカッション等の実施を通じて、法令遵守の徹底等、農業者への更なる意識啓発を図ります。

＜事業イメージ＞

1. 他分野等に関する作業機械等の安全性能調査



2. 安全性能アセスメント



3. 農作業事故に係る実態分析・安全意識向上

①農作業事故、法令遵守状況等に基づく対応策の検討



＜事業の流れ＞



(前ページからのつづき (令和4年度予算概算要求))

② 持続的生産強化対策事業のうち 農作業安全総合対策推進

【令和4年度予算概算要求額 34（49）百万円】

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農作業事故に係る原因・影響分析調査を実施するとともに都道府県推進組織等の農作業安全対策の活性化に向けた支援を行います。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少（304人〔平成29年〕→185人〔令和4年〕）

＜事業の内容＞

1. 農作業事故に係る原因・影響分析調査

農作業事故に係る情報を収集し、農作業事故の周辺環境等の発生要因を詳細に分析するとともに、農作業事故が農業経営に及ぼす影響を定量的に分析することにより、農作業事故防止に向けた啓発資料を作成し、農業者への周知を図る取組を支援します。

2. 農作業安全に係る都道府県推進組織等の取組の活性化に向けた支援

① 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

農作業安全に係る都道府県段階の推進組織等が、農業機械・装置の点検、操作方法等、農作業安全に係る発展的な実技研修を行う場合、研修実施に係る諸費用を支援します。

② 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援

①の都道府県段階の推進組織等の農作業安全に係る活動状況を収集・整理し、各推進団体に対して効果的な実技研修の実施手法の共有を民間団体が行う場合及びそれを活用した研修を民間団体が自ら行う場合の費用を支援します。

＜事業の流れ＞

【事業主体】公募により決定

定額

民間団体等

安全指導

農業者等

（1. の事業）

定額

【事業主体】採択申請により採択

都道府県段階の協議会等※

（1都道府県当たり上限30万円）

（2. ①の事業）

※補助金の交付先は、協議会を構成する都道府県、団体等を含む。

定額

【事業主体】公募により決定

民間団体等

（2. ②の事業）

1. 農作業事故に係る原因影響分析調査

○個別の農作業事故の状況調査



○農作業事故の原因分析、農業経営に及ぼす影響分析

○農作業事故防止の普及啓発資料の作成及び農業者への周知

2. 農作業安全に係る都道府県推進組織等の取組の活性化に向けた支援

都道府県段階の協議会等



例：農作業機械の点検に関する現場指導

例：適切な耕耘機の走行演習

例：適切な刈払機の演習



民間団体等

農作業安全に資する効果的な研修のあり方を整理

フィードバック

自ら研修を実施（重点実施地域）

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課安全指導班 (03-6744-2182)